

社会的メカニズム

共依存は、現代社会における人間関係において誰しもが持っている側面

(→故に、共感的理解が可能)

しかし、一部の人々は、共依存を一つの原因として、生活の崩壊へ向かう

問題は、社会的に弱い立場の人々に集約的に現れる。

→生活再建に向けた援助対象としての認識

これが専門職制度を通じた社会的対応につながるには……、

問題の量と質、社会的な認知、専門性の水準 この3者の関係が重要。それによって社会的な対応のあり方が決定される、という。

(4) 社会構成主義の立場から見た問題の本質

共依存それ自体が病理の本質ならば、病理は現代社会のほとんどの人に当てはまる。→これは病理なのか? 「風邪を引く人間は異常だ、という議論に等しい」

勤勉と自己統制は資本主義のエートス

日本では文化規範自体が共依存的

(→アルコール問題の"見えにくさ":吉浦)

「臨床家達が現場で出会った病理を関係性それ自体として純化して抽出してみたら、それは近代社会の原理そのものだった……。」

(5) 社会構成主義の立場からみた共依存の治療

社会的に許容される嗜癖に変化させることではない

共依存型社会への適応を拒否するところに生まれるという認識

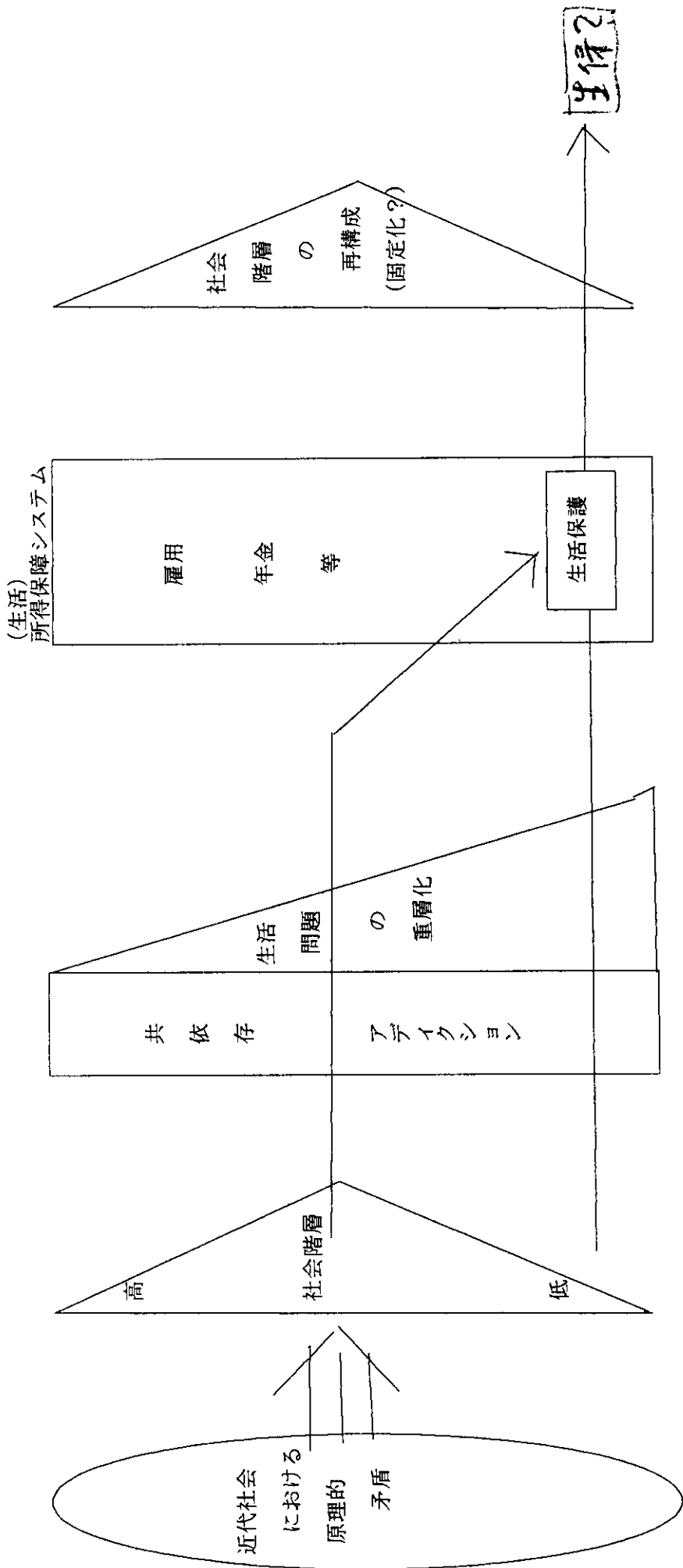
→近代社会そのものの見直しにつながる

(一定の社会批判を含みながらも、新たな自分らしい生き方の発見、というところが目標となるか?:吉浦)

4 生活保護との連関

アルコール依存症は、アディクション、共依存という概念を基礎とすることによって、問題の一現象形態に追いやられ、逆にアディクション・共依存自体がその概念を病理的なものから離れ、拡大傾向を示している。それによって、より今日的、かつ普遍的問題として、社会科学との接点が見いだせるようになった、ということだろうか。

援助目標としては、再生産の構造を断ち切ることや高校進学や就職、それ自体が目標となるのではない、ということになるか?



【第7回生活問題研究会】

日時：2003年1月11日15時～17時

場所：法政大学現代福祉学部会議室

出席者：杉村，新保，宮永，六波羅，宮内，大岡，土居

報告：大岡華子「Social Exclusionの視点」（資料7-1に基づいて報告）

報告についての議論

- ・ 社会福祉研究とどんな関係か。雇用，家族から疎外された人々に焦点を当てるということはプラスの作用か。
- ・ イギリスでの70年代からの社会の動きの流れにどう位置づけられるか。結局教育，労働の問題になる。歴史的に見ると，労働党が保守党を攻撃するのに Exclusion の概念は都合が良かった。労働力の質を転換させて適応させていく—福祉から労働へという政策転換をどう捉えるか。
- ・ 社会保険の根本的欠陥は制度から抜け落ちる人，外にいる人の存在である（社会保険からの排除）。保険は範囲を決めてしまうことに問題がある。保険の破綻は排除として考えるので政策に関わる。
- ・ 年金の空洞化を真剣に受け止めないといけない。社会保険からの排除が問題である。無年金者が増えるのははっきりしている。
- ・ 社会保険・公的扶助の統合—公的保障—社会保障という方向で「福祉国家」建設は進んできた。しかし現実には，社会福祉と公的扶助の分断—社会福祉の社会保険化—社会保険のギャンブル化へと進んでいるように見える。そのような中で社会保険からの排除が進んでいると見なければならぬ。Exclusion は便利な言葉だから，本質がボケてきていろいろなものが混在してきており，何でも社会的排除で片付けてしまう傾向がある。
- ・ 年金を受給している人がどうして生活保護を受けないと生活できないのか。この矛盾をどうにかしないといけない。福祉依存といわれるが，この問題を改善しないと社会保険のギャンブル化・リスクの拡大を招く。
- ・ 生活保護基準の問題を，公的扶助がセーフティネットとしての機能を果たしているのかという点から研究する必要がある。健康で文化的な基準のミニマムがあるはずである。

Social Exclusion の視点

法政大学 M1 大岡華子

1、Social Exclusion 概念の歴史—フランスの状況

Social Exclusion は、議論のある概念であるが、ヨーロッパ諸国を中心に注目されている。その概念を現代的な意味で使用し始めたのは、フランスであった (Burchardt 2002:p2)。

フランスでは、1970年代に福祉国家の雇用・所得のセーフティネットから落ちて、社会の極にいる特定の集団の状況を記述するために用いられたことに端を発する (Pierson2001:p4)。より具体的に言えば、主にビスマルク的な社会保険システムから滑り落ちた人々について言及するために用いられた (Burchardt 2002:p2)。そこで社会的に排除された人々は行政上国によって排除された人々であった (Burchardt 2002:p2)。排除された人々は、具体的には、障害者、1人親、保険に加入していない失業者であり、中でも特に若者であった。その後、大都市周辺の地区で社会問題が深刻になり、不満を持った若者や孤立した個人を含むように定義が拡大する (Burchardt 2002:p2)。

*なぜフランスで「Social Exclusion」概念が生まれたのか？

フランスでは特に市民権や social cohesion (社会連帯) が長く強調されていた。社会連帯は、社会を成り立たせている「契約」を維持するために不可欠である。連帯が擁護されている場所では、排除されていると感じる集団 (の存在) は、国家の結束を衰えさせるような脅威となる (Burchardt 2002:p3、Pierson 2001:p4)。

1970年代後半、大量の失業者の存在、その生活状況についての論議が展開された。そして、80年代に入ると失業は急上昇した。貧困は、特殊な極貧層に体现された状況ではなく、(貧困は社会の縁辺でなく経済活動そのものから招かれるために) 多くの労働者・一般勤労者層もその恐怖にさらされるようになった (都留 2000:p27)。そうした状況の中、フランスの考えは、失業の重要性を強調し始めた (Burchardt 2002:p2)。1980年代末には、失業状況は若干の改善は見せたが、雇用不安はさらに深まった。そこで、より広い視野で失業・雇用問題が捉えられるようになった。失業・雇用問題は、経済問題を超えて、経済問題を起点とした人間の社会・共同生活からの排除の問題として捉えられるようになった (都留 2000:p45)。

*70年代末の経済社会評議会のペキニョ・レポート、ウレザンスキ・レポートの考え

貧困は収入・所得だけでなく、生活の主要領域—教育、雇用、住宅、医療など—からの排除、そして排除の恐怖に通じている不安定化を視座にいたった多面的定義の必要性を強調していた (都留 2000:pp53-4)。 (しかし、今日でも貧困とは経済的金銭的な概念、過小な所得の所有であるとされ、貧困の基準をめぐる論議は、もっぱら金銭的アプローチが主流であった (都留 2000:p54)。一般の人々の認識においても貧困=低収入である。貧困は、狭い定義からは脱却できず、したがって、人間生活の諸領域における不安定化を視野に入れるためには、「貧困」ではなく、広い概念の「排除」が使用されるようにな

った(都留 2000:p54)。

今日のフランスは、(19世紀末の産業革命期に匹敵するような)社会の分裂・亀裂をもたらす労働者の貧困化と地位の低下が顕著な時代とみなされるようになってきている(都留 2000:p251)。労働市場からの排除(失業)・雇用不安は、所得、健康、住宅と人間生活の基盤を揺るがし、そして社会的紐帯の切断・共同生活からの排除、市民権の剥奪に通じるという認識は一般的である(都留 2000:p251)。状況を放置すれば、社会的排除の極限である「家なし」へと太い途が敷かれていることが認識されている(都留 2000:p251)。つまり、社会的に排除された者たちは、(罪があるのではなくて)被害者なのである、と考えられる(フランソワ＝グザヴィエ・メリアン 2001:p93)。したがって、フランスでは、何よりもその政策実施が重視され(フランソワ＝グザヴィエ・メリアン 2001:p93)、貧困・排除に抗する社会的諸施策の実行はすでに20年を超える歴史がある(都留 2000:p221)。そして1998年には、従来の貧困および排除に抗する諸施策の問題点と課題を踏まえて、「反排除法」が制定されている(都留 2002:p224、小沢 2000:p60)。

2、Social Exclusion 概念の歴史—イギリスの状況

Social Exclusion の概念は、フランスから(特に1996年のMaastricht Treatyにおいて)EUの社会政策において広く通用するようになった。イギリスでは、1997年に(当時権力を握っていた)労働党のブレア政権がその概念を採用した(Pierson2001:p4、阪野 2002:p166、Burchardt 2002:p1)。

その最初のステップとして、The Social Exclusion Unit が(内閣府に)設置され、社会的排除に対して部局を超えて取り組んでいる(Pierson2001:p5、Burchardt 2002:p1)。それにより、直接イギリス政府の政策過程に採用されている(Burchardt 2002:p1)。

また、1995年に経済社会研究会議(the Economic and Social Research Council)は社会科学調査の中心テーマとしてSocial Exclusionを1つのテーマとして取り上げ、イギリス的な調査を進めた(Burchardt 2002:p1)。その結果として、1997年にLSEにThe ESRC Research Centre for Analysis of Social Exclusion (CASE)が設立された(Burchardt 2002:p1)。

*SEUの定義(SEUのHP <http://www.socialexclusionunit.gov.uk/>より)

人々や地域が、失業、低技術、低収入、貧しい住宅、高犯罪地区、好ましくない健康や家族崩壊のような連鎖のある問題を重ねて被っている時に生じうる事柄について表現する場合には、社会的排除は簡略な表現である。The Social Exclusion Unitは、「つながっている問題を一緒に解決すること」によって、社会的排除を減らすことを目指す政府の活動の向上を支援するために、首相によって設立された。

*CASEの研究(CASEのHP <http://sticerd.lse.ac.uk/case/>より)

CASEの中心的な研究は、5つの相互に関係する要素(経済的な排除と収入のダイナミックス、社会福祉制度、家族変化と市民社会、コミュニティ・地域的分極化・再生、

排除と社会)に分けられている。その目的は、研究領域の中に働いている動的なプロセスを理解すること、そして排除を防ぎ回復や再生やインクルージョン(包摂)を促進する個人の特徴や社会的な制度を調査することである。

(ちなみに、Director: Professor John Hills ; Deputy Director: Professor Anne Power ; Co-Directors: Professor Howard Glennerster, Dr Kathleen Kiernan, Professor Julian Le Grand, Professor Carol Propper)

しかし、ヨーロッパからイギリスへ導入(移行)される中で、Social Exclusion は、より弾力的な(flexible)概念になった(Pierson 2001:p5)。Social Exclusion を減少するための労働党政府の政策は、イギリスの初期の福祉政策の要素(特にミーンズテストなど)と混在している。しかし、その政策の中で、新しくかつ重要なものを過小評価してはならない(Pierson 2001:p5)。主流の社会において、全ての集団や個人がインクルージョンを果たすことが、政治の領域では要請されている(Pierson 2001:p5)。そこで左派は、権利の剥奪や欠如に対処することに焦点をあて、平等をより強く進める(Pierson 2001:p5)よう主張する。しかし、右派は、より包括的統合的な社会を構築するよう主張する(Pierson 2001:p5)。

イギリスでは、Social Exclusion の概念は、社会や社会問題をかなり多様に理解できるようかなり曖昧な概念となっている(Pierson 2001:p5)。例えば、その概念を用いる際に、社会的に排除された人々自身が、social cohesion(社会連帯)に焦点を当てたり、主流の社会に従いなさいという「脅し」により焦点をあてることを好む人々がいる(Pierson 2001:p5)。また、Social Exclusion は、貧困や不利に関係するべきという視点もある(Pierson 2001:p5)。

そしてまた、Social Exclusion は、単に貧困、もしくは貧困者の一部について話す場合に現在流行している方法であると考えられる人もいる(Burchardt 2002:p3)。Social Exclusion を主に低収入に焦点を当てるものとして捉えるのではなく、分極化、差別、不平等を含めてより広い概念として捉える人もいる。階級や不平等と Social Exclusion を同一視することを拒否する人もいる(Burchardt 2002:p3)。

*ギデンズの議論(Giddens2001:pp310-343、ギデンズ 1999: pp168-197)

排除とは、不平等の度合いに関わる概念ではなく、いくつかの集団を、主流から切り離すメカニズムに関わる概念である。現代社会では2つの形態の排除が存在する。1つは、社会の最底辺部にいる人々のうち、社会が提供する雇用、医療、福祉等の機会にありつけない人々が排除の対象となる。もう一つは、社会の上層部の自発的な被排除、いわゆる「エリート」の反乱」である。富裕層に属する人々の中には正業につかずに、俗世間から隔離した生活を送ることを選択する人々がいる。彼ら特権集団は、社会から隔離された要塞のようなコミュニティで生活するようになり、公教育や公的医療保険制度を自ら忌避する。社会の最上層部の人々による自発的な被排除は、公共空間や社会的連帯を脅かすのみならず、最下層の排除を誘発する。

社会的排除は、個人が幅広い社会の十分な参加から切り離される方法について言及して

いる。社会的排除は、アンダークラスより幅広い概念。社会的排除はプロセス排除のメカニズムを強調するところに利点がある。社会的排除は多くのかたちをとる。排除とインクルージョンは、経済的な視点（経済的排除）、政治的な視点（政治的排除）、社会的な視点（社会的排除）で見ることが可能である。具体的には、住宅、教育、労働市場、犯罪、若者、高齢者などに焦点を当てた研究があるが、ギデنزは、住宅と近隣、若者、田舎（rural）の地域について説明を行っている。

cf. 第3の道の政治は、平等を包含（inclusion）、不平等を排除（exclusion）と定義する。最も広い意味での包含とは、市民権の尊重を意味する。もう少し詳しく言うと、社会の全構成員が形式的にはなく日常生活において保有する、市民としての権利・義務、政治的な権利・義務を尊重することである。また、それは、機会を与えること、そして公共空間に参加する権利を保障することをも意味する。

*アメリカと社会的排除（Burchardt 2002:pp2-3）

アメリカは、Social Exclusion というよりはむしろ「ゲットー化」、「主流からの排除」、「アンダークラス」のような言葉を使う傾向がある。しかし、これらの概念は関連していないわけでもない。「アンダークラス」は、通常数世代にわたる、エスニックマイノリティの出身の人々で、ゲットーで福祉を受給して生活し、社会の主流から切り離されていて、それに対する脅威を代表しているものと考えられる。アンダークラスの悪い状態についての責任は、主に個人に向けられがちである。たとえば、反社会的な行動（薬物や犯罪）などである。また、アンダークラスの状態の責任は、依存を強め仕事によって不利になる給付システムにあるとする。行動上の要因や個人の特徴を強調することに対して多くの批判がある。それにもかかわらず、アンダークラスについての研究は、地理的な密集が Social Exclusion のメカニズムの役割を果たしているのかもしれないという視点に注意を向けている。

3、Social Exclusion の3つの考え方（Levitas1998、阪野 2002:p166）

①RED（Radical Egalitarian Discourse：急進的平等言説）

市場資本主義の構造的な不平等を重視し、富の分配を主張する。再分配主義の考えであり、排除の原因となった貧困や社会の影響の下で生活している人々に主に関心を向けている。この中には、イギリスにおける極端な不平等も含まれる。この立場では、貧困や不平等は、社会全体の富の再分配によって（税金や給付やサービスを通じて）のみ根絶されると考える。特に、個人の態度・道徳的な態度は、集団や個人の排除の原因であるという考えには批判的な立場をとっている。

②MUD（Moral Underclass Discourse：モラル最下層階級言説）

依存文化といった社会的排除者のモラルや行動を問題にする。つまり責任は、個人の怠慢に集中し、態度やモラルの責任にする。ここでは、近隣全体や地域全体に議論を当てはめて考える。例えば、低収入の近隣が不法な行動の問題や労働倫理の欠如によって生じていると考える。また、この立場は、ジェンダー化された考えを持っている。ジェンダーに基づく道徳

的な弱さなどを強調する（例えば父親不在、若い男性の犯罪者、若いティーンエジャーの女性）。実際、排除された人々は、薬物依存・犯罪・非嫡出の子どもを持つことなどのある行動をとっていることによって自分自身を排除させている面があると考えられる。しばしば、この立場は、主流の社会制度から引き離され、反社会的な行動をとり、この行動を正当化する考えをもつ「アンダークラス」があるという主張する人々の中で見られる。

③SID (Social Integration Discourse : 社会的統合言説)

この立場は無償労働や労働市場への参入に焦点を当てる。一般に社会統合や社会連帯は、賃労働を通して達成される。この立場としては、1997年に権力を持つようになった労働党政府の政策や実践が真っ先に思い浮かぶ。この立場は、REDが排除の原因とみなす特徴のいくつかを共有している。しかし、この立場は、社会的排除を労働市場からの排除と等しく考える傾向がある。

4、Social Exclusion の要素 (Pierson2001:pp8-17)

Social Exclusion は、個人や家族や集団や近隣が、社会の社会的経済的政治的な活動に参加するのに必要な資源を奪われるプロセスである。このプロセスは、主に貧困・低所得の結果である。しかし、差別や低い教育的達成や欠乏した生活環境のようなほかの要因もまたそれを支えてきた。このプロセスを通して、人々は、人生の重要な時期に、社会の大多数が享受している制度やサービスや社会的ネットワークや発達の機会から切り離される。

- ①貧困・低所得
- ②労働市場へのアクセスの不足
- ③社会的支援やネットワークが薄い、もしくはないこと
- ④地域や近隣の影響
- ⑤サービスからの排除

5、Social Exclusion と先行研究 (Burchardt2002:pp4-6)

Social Exclusion の概念は、ソーシャルポリシーの先行概念（研究）を純粹に延長したものとして考えることができる部分がある。それは、物質的な資源の不足のために、不参加の範囲を超えてその対象の状況を見ていることである。貧困研究は、資源の不足のために社会における参加が束縛（抑制）されている人々を確認することに努め、指標としての低所得に注意を向ける。複合的な剥奪についての研究は、指標の幅を広げたが、その対象は参加するための資源が欠けている人であると同一視し続けている。社会的排除の測定は、資源が欠けている人々だけではなく、異なる方法で生じている不参加の人びとも同一視している。例えば、差別、慢性疾患、地理的な位置、文化的な出自を通して不参加になる人びともいる。物質的な資源の不足は、今でも

不参加の中心的で重要な要因であり続けている。

このように不利の概念はより包括的になったが、そうした状況は、「貧困と社会的排除」の研究にも反映されている。社会的排除の問題を扱っている調査項目の中で、回答者に、サービス利用が資源を入手できないことによって強いられているのかを尋ねている。しかしそれだけでなく、物質的なアクセシビリティ、子どものケア、交通手段、時間、恐怖、文化的な適応性が制限する役割を果たしているのかということも尋ねている。これらの制限（抑圧）を経験することによって、低所得と相互に関係しているかもしれない。しかし、十分所得を持っているにもかかわらず、参加できない人々もいる。

社会的排除のレトリックは、機関（agency）やプロセスを強調している。しかし、測定可能な結果は、貧困と剥奪の概念に基づく調査結果と類似しているように思う。この点で、社会的排除は「Sen のケイパビリティアプローチ（潜在能力アプローチ）」とある程度同じ基盤（要素）を持っている。これらはすべて選択というよりはむしろ抑圧から生じている社会への不参加の形態を示している。Atkinson が述べたように、社会的排除の分析は説明方法の変化というよりはむしろ強調点の変化から成り立っているかもしれない。現在ある不利の定義は、非物質的な剥奪を含めて、その範囲に対する注意を組み入れ、長期的視点も取り入れ、低所得以外の剥奪の原因を考慮に入れるために、十分拡大している。しかし、実際多くの研究は、これらのすべての要素を反映していない。社会的排除は私たちに幅広い視野でいるように気づかせてくれる。

6、Social Exclusion 理解のための枠組み（Burchardt2002:pp6-9）

多くの社会現象についての学術的な分析は、社会科学の（学問領域の）境界線を反映している。例えば、（Social Exclusion について言えば）社会学者は集団間や社会階層間の違いを強調する。経済学者は、貧困に関係する市場部門、特に労働市場に注意を集中する。社会政策分析は、政府政策と政策の影響に注意を集中する。これらすべての強調は有効かもしれない。しかし、社会学者や経済学者はそれぞれ部分的な像しか提示していない。中には若干相互関係を調査し、広い分析を行っているものもある。しかし境界を超えた研究は、めったに学問的な発展の方法を持っていない状況がある。

Social Exclusion を考える時に、理論的立場のアプローチが基礎的な原因に注意を向けていたとしても、限界のあるアプローチは明らかに不十分である。

枠組みの1つの代替案は図1-1に示されている。それは「オニオンダイアグラム」である。どのレベルも多くの他のレベルに影響を受けている。個人レベルであれ、コミュニティレベルであれ、どんな結果や行動も原因は、1つではない。

例えば、個人は、すぐそばの家族、コミュニティ、国家の権力、最終的に

は世界的な文脈によって影響を受けている。コミュニティは、より広いレベル（一国家や世界の影響）だけでなく、コミュニティを成り立たせている家族や個人にも影響を受けている。過去の影響は、個人もコミュニティも、生じた資本の合計に代表される。（Social Exclusion に関して言えば、）過去は過去なのではなく、現在の出発点として表現できる。また、すべての現在の影響は、過去の結果（産物）なのである。

図 1-2 はこういったことを一緒に描いている。このリング（輪）は、図 1-1 で示したものと同一であり、中心に個人が置かれ、世界レベルに及んでいる。過去・現在の影響は、これらのレベルいずれにも作用し、頂点から流れ込む図で示されている。そのレベル自体が相互に作用し（例えば家族と学校、労働市場と学校のように）、結果を生み出し、また反対に、レベルの範囲で分析されうる。結果自体が現在の影響になり、利用できる機会に影響を与える。

この概説した枠組みは、Social Exclusion のもつ複雑性をいくつか明らかにするのに役立つ。この「オニオンダイアグラム」は、多くの異なる方法で切り取られうる。例えば、垂直的に切り取ることで、社会的排除の研究の特徴である動的分析ができる。水平的に切り取ることで、個人と家族の間、家族とコミュニティの間、などの相互作用を表面化できる。過去の影響に焦点をあてることによって、予防的な戦略の成功や失敗に注目することができる。また、結果を分析することで、要求された責任のある政策の性質についての見解を述べることができる。

【参考文献】

- ・都留民子『フランスの貧困と社会保護』法律文化社、2000年
- ・ディディエ・ドマジエール著、都留民子訳『失業の社会学 フランスにおける貧困との戦い』法律文化社、2002年
- ・小沢修司「貧困・社会的排除との闘いの新局面と 21 世紀「福祉国家」の課題(特集 福祉国家の可能性)」(経済科学通信(基礎経済科学研究所) No.94 2000.12 pp54-60)
- ・福原宏幸編著『EU 諸国とアメリカにおける social exclusion と参入支援施策についての総合的研究:厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業:平成 13 年度総括研究報告書』、2002 年
- ・阪野智一「自由主義的福祉国家からの脱却?—イギリスにおける二つの福祉改革—」(宮本太郎編著『講座福祉国家のゆくえ① 福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房、2002 年
- ・フランソワ=グザヴィエ・メリアン著、石塚秀雄訳『福祉国家』文庫クセジュ(白水社)、2001 年
- ・アンソニー・ギデンズ著、佐和隆光訳『第三の道 効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社、1999 年

- ・岡伸一『欧州統合と社会保障』ミネルヴァ書房、1999年
- ・Tania Burchardt, Julian Le Grand and David Piachaud “Introduction”
Phil Agulnik, Julian Le Grand, David Piachaud (ed). *Understanding Social Exclusion*. Oxford Univ Pr (Sd), 2002.
- ・John Pierson, *Tackling Social Exclusion*. Routledge, an imprint of Taylor & Francis Books Ltd, 2001
- ・Ruth Levitas. *The Inclusive Society?* Palgrave Macmillan, 1998.
- ・Anthony Giddens (ed). *Sociology: Introductory Readings*. Polity Press, 2001

【図 1-1】

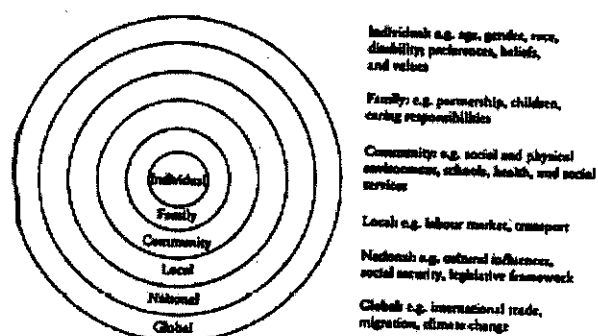


Figure 1.1. An integrated approach

【図 1-2】

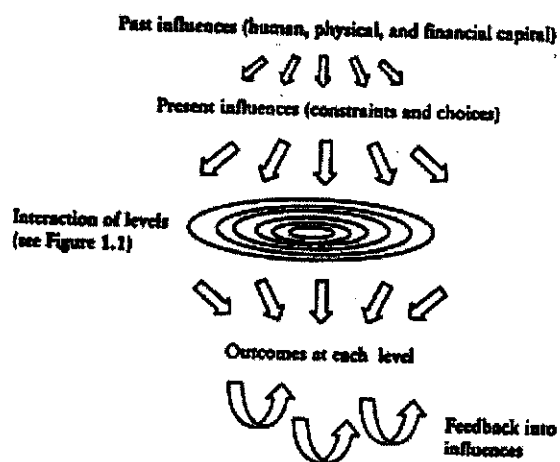


Figure 1.2. Framework for analyzing social exclusion

* 図 1-1、図 1-2 とともに (Burchardt2002:pp6-9) より。

平成14年度厚生労働科学研究補助金（政策科学推進研究事業） に関わる研究協力をお願い

1. 研究課題

貧困の世代間再生産を緩和・解消をするための支援に関する基礎的研究

2. 研究組織（研究参加者）

杉村 宏	法政大学現代福祉学部	社会福祉論, 公的扶助論 (代表)
岡部 卓	都立大学人文学部	生活問題論, 社会保障論
六波羅詩朗	国際医療福祉大学医療福祉学部	社会保障論, 公的扶助論
新保 美香	明治学院大学社会学部	生活保護制度論
宮永 耕	東海大学健康福祉学部	社会福祉援助論
吉浦 諭	法政大学現代福祉学部	社会福祉援助技術論

この他, 法政大学, 都立大学大学院生

3. 研究目的

生活保護世帯など低所得・貧困層に属する世帯の中で, 2世代以上にわたって貧困の中にいる人々の問題に関心が集まっているが, そのような世帯の子どもに焦点を当てながら, その自立と世帯の安定した生活の再建のための援助のあり方を考える。

その際, 貧困の世代的継承のように見える現象を特殊な問題として見るのではなく, 地域社会における「社会的不利を負っている人々」の問題として捉え, 地域ぐるみの対応について研究するという立場をとりたい。

4. 研究の方法

- 1) 生活保護ケースワーカー, 民生委員・児童委員さんを対象にして, 生活困窮世帯に対する支援のあり方や地域社会としての取り組みに関して, 聴き取り調査を実施する。
- 2) 子どもを扶養している生活保護世帯, 生活困窮世帯の50世帯ほどに対するインタビュー調査を, 地区の民生委員さんの協力を得て, 家庭訪問をして実施する。親御さんの生活再建に対する取り組みの状況とともに, 生活困難の子どもさんへの影響や子どもさんの自立のために必要な援助などについてうかがう。
- 3) これらの調査は福祉事務所, 民生委員・児童委員協議会のご理解と協力のもとに進めなければならないので, 本格的には来年度以降実施させていただきたいが, 今年度は予備的な調査として, ケースワーカーや民生委員・児童委員さんからお話をうかがわせていただきたい。

5. 人権・プライバシーへの配慮

このような調査は個人の人権やプライバシーへの配慮を要するものであるために, 地名や氏名などについてはとくに慎重に扱い, 調査にあたっては権利や個人的な利

益に関して十分配慮をする。また研究成果のまとめや公表をする場合でも、同様の配慮を行う。また事前に法政大学現代福祉学部における研究倫理審査を受ける。

6. その他

貴機関にお願いする理由

貴機関の有志によって行われている、生活困難世帯の子弟を対象としたいわゆる「夜の勉強会」の実践は、貧困世帯の子ども達の自立支援活動として、社会福祉と教育の領域から高く評価されている。このような地道な実践を通して子ども達と親御さん達、さらに地域社会がどのように変わっていくのか、本研究課題を研究していくにあたって、貴重な示唆を得ることができると確信し、お願いする次第です。

7. 問い合わせ先など

杉村 宏 法政大学現代福祉学部教授

〒042-0298 町田市相原町4342 法政大学現代福祉学部

電話・FAX 042-783-2851

生活保護担当ケースワーカー・アンケート調査（案）

このアンケート調査は、厚生労働科学研究費の配分を受けて、困窮母子世帯の自立支援に関する研究の一環として、生活保護世帯を担当されているケースワーカーを対象として行うものです。

構造的不況のもとで生活保護を受ける方々が増加しておりますが、ここでは、子どもを養育しながら自立をめざす母子世帯への支援のあり方に焦点を当てて研究を進めたいと考えております。そのためにも、日頃、自立支援に携わっていらっしゃるケースワーカーの皆様のご意見を伺うことは必要不可欠であると考え、お忙しい中ご協力をお願いする次第です。

個人のお名前をお伺いすることもありませんし、アンケートの結果は統計的に処理し研究目的にのみ使用いたします。こみ入ったことをお伺いいたしますが、趣旨をお汲み取りいただき、ご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

プロジェクト研究責任者

法政大学現代福祉学部

杉村 宏

TEL&FAX 042 - 783 - 2851

0 最初に、あなたご自身のことについてお伺いします

0-1 あなたの性別は ① 男性 ② 女性

0-2 あなたの年齢は () 歳

0-3 あなたご自身の社会福祉職としての養成経歴は

- ① 福祉系大学・短大等で養成を受けた ② 福祉系高校・専門学校等で養成を受けた
③ 社会福祉主事資格認定講習で養成を受けた ④ 3科目主事資格があったが、主事講習を受けた
⑤ 3科目主事であったので、主事講習は受けなかった ⑥ その他 ()

0-4 生活保護CWとしての通算経験年数は () 年 () ケ月

0-5 生活保護初任者研修は ① 受けた ② まだ受けていないが受ける予定
③ 受けなかった ④ その他 ()

0-6 生活保護に関連する外部研修の参加回数は () 回

0-7 あなたの入職以降の職場配置転換回数は () 回

0-8 生活保護世帯担当数（調査月の1日現在） () 世帯

0-9 担当世帯の類型別世帯数（調査月の1日現在）

高齢者世帯 () 世帯

母子世帯 () 世帯

傷病・障害 () 世帯

その他世帯 () 世帯

I 生活保護受給母子世帯(以下、生保母子世帯という)の自立助長に関する留意点について、お伺いします。

1-1 生保母子世帯の処遇方針の決定にあたって、どのようなことを優先して考えますか。最優先するものに◎、次に優先するものに○をつけてください。

- ① 母親の就労支援 ② 母親の物心両面の負担軽減 ③ 良好な親子関係の維持
④ 子どもの就学支援 ⑤ 子どもの交友関係指導 ⑥ 子どもの進路指導
⑦ その他(具体的に)

1-2 訪問調査でもっとも留意することは何ですか。一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 母親の就労状況 ② 暮しぶりの確認 ③ 子どもとの面接 ④ 近隣関係 ⑤ 前夫や異性の関係
⑥ その他(具体的に)

1-3-1 他の生活保護受給世帯比べて、生保母子世帯に対する訪問活動や相談への対応はできていると感じていますか。

- ① 十分できている ② だいたいできている ③ あまりできていない ④ まったくできていない
⑤ その他(具体的に)

1-3-2 (1-3-1で③・④と答えた方に)できていない理由は何ですか。次の理由から一つだけ選んでください。

- ① 新規ケースなど他の仕事に追われて手が回らない ② 他の世帯に比べて就労指導が難しい
③ 他の世帯に比べて訪問調査が難しい ④ 他の世帯に比べて育児・教育などの指導が難しい
⑤ その他()

1-4 お金の使い方など家計管理に関することについて、指導・援助をすることはありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他()

1-5-1 就労や求職活動などについて、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他()

1-5-2 生保母子世帯の場合、就労指導で留意することはどのようなことですか、次のうち一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 母親の健康など稼働能力の評価 ② 子どもの育児・家庭教育など子どもへの影響評価
③ いわゆる「夜の仕事」など、職務の評価 ④ 就労日数や稼働収入の評価
⑤ その他()

1-6 健康保持や療養について、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他()

1-7-1 前夫に関することで、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他 ()

1-7-2 前夫に関する指導・援助をする場合に留意することはどのようなことですか、次のうち一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 子どもの親としての権利・義務の評価 ② 養育費・慰謝料等の援助関係の評価
③ 近隣の風評などの影響評価 ④ その他 ()

1-8-1 (前夫以外の)異性関係について、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他 ()

1-8-2 異性関係について指導・援助する場合に留意することはどのようなことですか、次のうち一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 再婚等による自立可能性の評価 ② 収入などの援助関係の評価 ③ 近隣の風評などの影響評価
④ その他 ()

1-9-1 生保母子世帯への指導・援助について、民生委員との連携や他の専門職から支援等を受けることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他 ()

1-9-2 連携をはかり支援を受ける場合に、頻繁に活用する職種を、次のうちから一つだけ選んでください。

- ① (査察指導員を含む)同僚のケースワーカー ② 民生委員・児童委員 ③ 主任児童委員
④ 母子相談員 ⑤ 児童福祉司 ⑥ 児童相談所相談員
⑦ その他 ()

II (生保母子世帯を含む)生活保護受給世帯の子どものケアと援助についてうかがいます。

2-1-1 あなたが担当している生活保護世帯で、15歳未満の子どもさんがいる世帯は何世帯ですか
()世帯

2-1-2 そのうち生保母子世帯は何世帯ですか
()世帯

2-2-1 あなたの担当世帯で、満15歳から25歳未満の子どもが同居している世帯は何世帯ですか
()世帯

2-2-2 そのうち生保母子世帯は何世帯ですか
()世帯

2-3-1 (2-1-1, 2-1-2)の世帯で、子どもの現状や将来に心配なことがありますか

- ① いつもある ② 時々ある ③ ほとんどない

(コメントがあればお書きください)

2-3-2 (1-1, 1-2)の世帯で、あなたが心配している世帯の子どもの問題は次のうちのどれですか、3つまで上げてください。

- ① 引きこもりによる不登校 ② いじめによる不登校 ③ 怠学による不登校 ④ 家庭内暴力
⑤ 非行問題 ⑥ その他 ()

2-4-1 (2-1, 2-2)の世帯で、子どもの現状や将来に心配なことがありますか

- ① いつもある ② 時々ある ③ ほとんどない

(コメントがあればお書きください)

2-4-2 (2-1, 2-2)の世帯で、あなたが心配している世帯の子どもの問題は次のうちのどれですか、3つまで上げてください。

- ① 引きこもりによる不登校 ② いじめによる不登校 ③ 怠学による不登校 ④ 家庭内暴力
⑤ 非行問題 ⑥ 退学後の不就労 ⑦ 定時制・単位制高校等への通学中の不就労
⑧ その他 ()

2-5-1 子どもの問題で、親に問題があると思うことがありますか

- ① いつもある ② 時々ある ③ ほとんどない

(コメントがあればお書きください)

2-5-2 あなたが心配している、子どもに関わる親の問題は次のうちのどれですか、3つまで上げてください。

- ① 子どもへの暴力・虐待 ② 子どもの健康問題の無視・無関心 ③ 健康以外の問題の無視・無関心
④ 子どもの放任、育児・子育ての放棄 ⑤ 子どもに対する就労の強制
⑥ その他 ()

2-6 親の世代で生活保護を受けたことが、子どもにも影響すると思いますか。

- ① だいたいのケースは相当影響があると思う ② ある程度はあると思う ③ ほとんどないと思う

(コメントがあればお書きください)

2-7-1 ケースワーカーは、生活保護世帯の子どもと接する必要があると思いますか

- ① だいたいのケースは接する必要があると思う ② ある程度は必要であると思う ③ 必要ないと思う

(コメントがあればお書きください)

2-7-2 あなたは、生活保護世帯の子どもと接することがありますか

- ① だいたいのケースは接している ② 必要のあるケースは接している ③ ほとんど接触はない

(コメントがあればお書きください)

2-7-3 あなたは、生活保護世帯の子どものことで学校等と接触したことがありますか

- ① かなりある ② 時々ある ③ ほとんどない ④ 必要を感じない

(コメントがあればお書きください)

2-8-1 生保母子世帯の子どもが、「引きこもり」や「いじめ」等の問題を抱えている場合、ケースワーカーとしてどのような機関・職種と連携する必要があるとお考えですか。次の中から3つまで○をつけてください。

- ① 学校 ② 福祉事務所 ③ 児童相談所 ④ 警察 ⑤ 医療機関
⑥ 教育相談機関 ⑦ 教員・学校カウンセラー ⑧ 母子相談員 ⑨ 民生委員・児童委員
⑩ 主任児童委員 ⑪ 当該世帯の親族 ⑫ 嘱託医 ⑬ 精神医療ケースワーカー
⑭ その他 ()

2-8-2 生保母子世帯の子どもが、「怠学」や「不就労」等の問題を抱えている場合、ケースワーカーとしてどのような機関・職種と連携する必要があるとお考えですか。次の中から3つまで○をつけてください。

- ① 学校 ② 福祉事務所 ③ 児童相談所 ④ 警察 ⑤ 医療機関
⑥ 教育相談機関 ⑦ 教員・学校カウンセラー ⑧ 母子相談員 ⑨ 民生委員・児童委員
⑩ 主任児童委員 ⑪ 当該世帯の親族 ⑫ 嘱託医 ⑬ 精神医療ケースワーカー
⑭ その他 ()

2-8-3 生保母子世帯の子どもが、「非行」や「虞犯」等の問題を抱えている場合、ケースワーカーとしてどのような機関・職種と連携する必要があるとお考えですか。次の中から3つまで○をつけてください。

- ① 学校 ② 福祉事務所 ③ 児童相談所 ④ 警察 ⑤ 医療機関
⑥ 教育相談機関 ⑦ 教員・学校カウンセラー ⑧ 母子相談員 ⑨ 民生委員・児童委員
⑩ 主任児童委員 ⑪ 当該世帯の親族 ⑫ 嘱託医 ⑬ 精神医療ケースワーカー
⑭ その他 ()

Ⅲ 生保母子世帯に関する、ケースワーカーとしてのご意見をお伺いします

3-1 あなたが担当している生保母子世帯の離別理由について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 死別よりも生別の方が多い ② 死別と生別が半々である ③ 生別よりは死別が多い

3-2-1 あなたが担当している生保母子世帯の母親の結婚年齢について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 一般の結婚年齢よりかなり若い段階で結婚している人が多い ② 一般の人とほぼ同じの人が多く
③ 一般の人より年をとってから結婚している人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-2-2 あなたの担当している世帯の、結婚時の前夫の就業状況について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 常用で、安定した就労をしていた夫が多い ② 臨時やパートなど不安定な就労をしていた夫が多い
③ ほとんど就労していなかった夫が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-3-1 あなたの担当している生保母子世帯の母親の「人付き合い」などに関して次のうち最も近いのはどれですか

- ① 人付き合いのよい人が多い ② 人付き合いのよい人とよくない人が半々である
③ 人付き合いのよくない人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-3-2 あなたの担当している生保母子世帯の母親の健康管理について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 健康管理の上手な人が多い ② 健康管理が上手な人と下手な人が半々である
③ 健康管理が下手な人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-3-3 あなたの担当している生保母子世帯の母親の家計管理に関して、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 家計管理が上手な人が多い ③ 家計管理が上手な人と下手な人が半々である
③ 家計管理が下手な人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-4-1 あなたが担当している生保母子世帯の生活水準を、その世帯が居住している地域の生活水準と比べた場合、

次のうち最も近いのはどれですか

- ① 地域の生活水準より高い世帯が多い ② 同等程度の世帯が多い ③ 低い世帯が多い
④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-4-2 あなたが担当している生保母子世帯の生活水準は、生活保護を受けていない母子世帯の生活水準と比べた場合

次のうち最も近いのはどれですか。

- ① 高いと思う ② 同等程度と思う ③ 低いと思う ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-4-3 あなたが担当している生保母子世帯の生活水準を、社会一般の生活水準と比べた場合、次のうち最も近いのは

どれですか

- ① 社会一般の生活水準より高い世帯が多い ② 同等程度の世帯が多い ③ 低い世帯が多い
④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

IV 最後に、あなたのケースワーカーとしての経験などについてお伺いします。

4-1 あなたは、生活保護のケースワーカーを希望しましたか

- ① 希望した ② 希望しなかった ③ その他(具体的に)

4-2 ケースワーカーの辞令を受け取ったときにどのように思われましたか

- ① よかったと思った ② 何事も経験と思った ③ 失望した
④ その他 ()

4-3 生活保護ケースワーカーの仕事に従事して、やりがいを感じましたか

- ① やりがいのある仕事であるとおもった ② ある程度やりがいのある仕事であると思った
③ あまりやりがいを感じない ④ やりがいを感じない

4-4 生活保護法は、最低限度の生活の保障とともにその自立助長を目的に掲げていますが、生活保護ケースワーカーの任務について、あなたの考えに最も近いものは次のうちのどれですか。

- ① 自立助長は最低生活保障の結果に過ぎないのであって、最低限度の生活を保障することに力を入れるべきである
② 最低生活の保障は自立助長のための手段にすぎないから、自立助長に力を入れるべきである。
③ 最低限度の生活保障と自立の助長は車の両輪のようなものであるから、どちらにも力を入れるべきである
④ その他 ()

4-5 申請・相談でもっとも留意することは次のどれですか。一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 不安や緊張の緩和 ② 信頼関係の構築 ③ 主訴の明確化 ④ 制度の説明 ⑤ 申請意思の確認
⑥ 保護要件の確認 ⑦ その他 ()

4-6 母子世帯の相談・援助に関わる際に、もっとも留意することは次のどれですか。一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 家族・親族の関係 ② 生育歴 ③ 前夫との関係と養育費 ④ 資産・負債状況の確認
⑤ 稼働能力の確認 ⑥ 子どもが抱えている問題 ⑦ 他法他施策の活用
⑧ その他（具体的に)

4-7 生活保護ケースワーカーにとって、もっとも必要な資質は何であるとお考えですか。

- ① 法律や制度を理解し運用できること ② 人間の行動や心理について理解し指導できること ③ 社会資源などを活用して自立支援をすること ④ その他 ()

最後に、日頃生活保護制度についてお考えのことや改善して欲しいこと等、どのようなことでも結構です、ご意見があれば自由にお書きください。

長時間ご協力ありがとうございました